

「私学行政の最新動向について」

質疑応答

※受講者からの事前質問と、オンラインセミナーの講演中にチャットで頂いた追加質問に回答しています。

事前質問① 監事監査への影響や留意点について

文科省としては、今次の私立学校法改正事項において、監事の監査に与える影響や監事に対して今後の監事監査にあたり特に留意してもらいたい事項はどのような点にあるとお考えでしょうか。改正案の策定の過程で議論になった点でも結構ですので、教えてください。

私立学校法改正法案骨子

二 基本的な考え方

- 1 学校法人の機関設計について、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、各機関の権限分配について、法人の意思決定と業務執行の権限や業務執行に対する監督・監視の権限を明確に整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する観点から、必要な法的規律を共通に明確化して定める。

七 会計監査

- 1 大臣所轄学校法人においては、会計監査人が会計監査を行うこととし、その選解任の手続きや欠格要件等を定める。

九 その他

- 2 監事・会計監査人が子法人を調査対象とすることができるようにする。

学校法人制度改革の具体的方策について(令和4年3月29日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会)

3-2 学校法人における監査体制の充実

(評議員会との協働・相互けん制)

評議員会が新たに付与される権能を健全に行使する上でも、監事と協働して的確な判断をすることが臨まれることから、評議員会に対する監査報告に限らず、評議員会に出席し意見を述べる責務を明確にすべきである。

また、評議員会の活動状況も監事の監査の一環として確認し、評議員の不正行為や法令違反について所轄庁・理事会・評議員会への報告の対象とすべきである。

事前質問② 監事の任期について

国立大学法人は、平成27年度の改正で、「監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する…（略）…財務諸表の承認の時までとする。」として、監事交代による責任の欠落を防ぐ議論に対応した法令改正が行われたと記憶しています。

学校法人（私立大学）は、これに対応する措置は、どういう形で行われているのでしょうか？

現在検討中の私立学校法の改正においては、監事等の任期は、選任後寄附行為で定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする予定であり、国立大学法人と同趣旨の仕組みとなります。

事前質問③ 評議員の選任について

(1) 6頁(4)「評議員の選任については、評議員会を選任機関として明確化し、理事・理事会による選任に一定の上限を設定。」について、ガバナンス強化に向けた評議員会の実質化を図る上で有効であると思います。一方、現状において評議員の人数は大学の規模により大きく変異なります。この観点から上限に関しては人数よりも割合の方が馴染むと思いますがいかがでしょうか。

(2) 上限の設定は、学校法人に一律の上限なのか、法人の規模によって一定の上限を区分するのかを教えてください。

ご指摘のとおり割合での上限を設けることとし、法人の規模にかかわらず、理事・理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の $1/2$ を超えていないこととする予定としています。

事前質問④ 評議員の善管注意義務について

私学法の改正により、評議員にも善管注意義務が発生するようですが、以下について教えてください。

(1) 会社の場合では、損害が発生した場合には会社、または、株主が訴訟を起こすことになると考えられますが、大学法人の場合には理事等に対して法人が訴訟を起こすことになるのでしょうか。或いは、ステークホルダー代表である評議員会が訴訟を起こすのでしょうか。しかしながら、評議員自体も善管注意義務を負うことになるかと訴訟自体が履行できるのでしょうか。

(2) これまで、大学法人において善管注意義務違反で立件された事案があれば教えてください。

学校法人と理事との間の訴えについては、監事が学校法人の代表となることとする予定です。

事前質問⑤ 学校法人会計基準の改正について

会計監査人の私学法の会計監査制度化に伴い、適用される学校法人の「会計基準」の作成（改正）を検討されるようですが、その具体的な内容（改正方針等）についてはどこまで具体的に検討されているのでしょうか。

また、それはどこで（文科省内のどのような組織で）検討されているのでしょうか。現在の状況での方向性でも結構ですので、教えてください。

私学法において会計監査人による監査が制度化されることに伴い、学校法人会計基準を私学法に基づく基準として位置付ける必要があり、そのための改正を予定しています。

現在の学校法人会計基準をベースとしながら、開示に適した内容とするための改正を行う予定です。

なお、改正私学法の施行までの期間や、学校法人における事務負担も踏まえ、学校法人の過度な負担が生じないように、配慮します。

私学法の改正法案の成立後に、文科省に会計基準改正のための検討会議を設置し、検討する予定です。検討会議には私学関係者や公認会計士等に参画頂くことを予定しています。

事前質問⑥ 所轄庁の監督について

問題行為が露見した場合に、所管行政庁による監督上の対応、例えば問題となった理事、監事の退任など、を明確にする必要があると考えますが、そうした規律強化に向けた監督指針は策定しないのでしょうか。

現行の私立学校法においても、「所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる」とし、「学校法人が・・・措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員了解任を勧告することができる」としています。

事前質問⑦ 経過措置について

私学法改正、施行後に主として評議員会等の委員構成に関する変更要請が行われると思います。一方で、従前の私学法に基づいて選出された評議員の現在の任期との関係を踏まえた場合、任期を踏まえた経過措置は行われるのでしょうか。

改正後の理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件については、施行後最初の定時評議員会の終結の時までに、要件を満たすように対応しなければならないこととする予定です。

また、改正後の理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たす者の任期については、

- ・任期が満了する日
 - ・(令和7年4月1日に施行される場合)令和9年4月1日以後最初の定時評議員会の終結の時
- のいずれか早い方となる予定です。

事前質問⑧ 今後のスケジュールについて

本年5月に「私立学校法改正法骨子」が策定されました。現在法案検討中のことと思われませんが、国会審議も予定されていると考えますが、可能な範囲で検討の段階と今後のスケジュールについてご説明ください。

経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)

学校法人について、沿革や多様性に配慮しつつ、社会の要請に応え得る、実効性のあるガバナンス改革の法案を、秋以降速やかに国会に提出する。

事前質問⑨ 学校のリスクマネジメント体制の強化について

最近、幼稚園等の園バスで、痛ましい事故が重なり、文科省においても個別に対策を講じられております。また、首都圏の大学では、教員が不審者が侵入し重傷を負う事件も発生しました。多くの学校が老朽化し施設が多くなり、施設面での安全管理も今後より一層注意しなければならないと思います。

学校は、なにか漠然と安全のように思い、思われていることが多いと思いますが、学生生徒数や施設の規模を考えますと、大企業並みの大きさです。その学生・生徒ならびに教職員の命と安全を考えますと、学校法人自身が今後、安全配慮により敏感になり、全体のリスクマネジメントを理事会を中心に重点に置いていく必要があると考えます。「今まで起きていないから、今後も起きない」といった感覚の方がまだまだ学校の世界には多いと思います。サイバーリスク、個人情報漏洩等についても文科省の指示があれば動くが、なければ動かないといった、指示待ちの学校が残念ながらまだまだ多いと感じます。

本年3月の「学校法人制度改革の具体的方策について」にも、「リスクマネジメント」について言及されておりますが、個別のリスクもさることながら、リスクマネジメントに係る態勢やリスクマインドを醸成することが時間をかけて充実していくような具体的な法改正になるよう、ぜひともご検討をお願いします。

私立学校法改正法案骨子

八 内部統制システムの整備

大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化する。

事前質問⑩ 私立大学におけるDX化について

私立大学におけるDX化に関して監督官庁の御立場でどのような具体的な推進課題が最優先とお考えか、お聞かせ願いたくいたします。

今回の私立学校法の改正においては、寄附行為、財産目録、計算書類等、監査報告、理事会や評議員会の議事録などについて、電磁的記録による作成・保存等を基本的な考え方とする改正を行うこととしています。

また、大臣所轄学校法人については、引き続き、寄附行為、財産目録、計算書類等、監査報告などについて、インターネットによる公開を義務付けることとする予定です。

子法人の定義を教えてください。

子法人とは、当該学校法人がその経営を支配している法人とし、具体的には文部科学省令で定める予定です。

講演中の追加質問② 評議員の人数について

評議員の下限定数が「理事の定数を超える数」とされていますが、それだけの多人数は必要ないのではないのでしょうか。近親者や教職員を排除し、ステークホルダーの代表として数人（5名程度）が「健全で実質的な審議を行い決定」すべきではないのでしょうか。

評議員会が業務執行機関を十分にけん制できる構造を形成しておく必要があること、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大するにつれて、学生生徒、保護者、卒業生、寄附者、地域社会、産業界、学会などステークホルダーの数も多くなっていくこと、現行の私立学校法においても、理事と評議員の兼職を想定した上で、評議員は理事の2倍を超える数が必要であるとされていることなどを踏まえ、評議員の下限定数を「理事の定数を超える数」とすることとしています。

なお、教職員については、現行の私立学校法においても評議員の類型として定められており、教学と経営の協調を通じた教育の質の向上が求められる私立学校の特性などに鑑み、評議員との兼職を一律に禁じるべきではないと考えます。役員近親者については、ガバナンスの観点からは可能な限り評議員との兼職は避けるべきと考えますが、学校法人の多様な実態を踏まえ、一定の割合の制限を設けることとしています。

監事の再任は可能でしょうか。

再度選任の手続きをした上で、監事の再任は可能とする予定です。

大学法人において理事等の善管注意義務違反で立件された事案について、講義中に口頭で挙げられた判例をもう一度教えてください。

以下のとおりです。

<事例1>

適法な支出の根拠なく支給した前理事長に対する退職金や旅費等が、善管注意義務に違反するものとして、理事長に損害賠償義務を認めた事例。

<事例2>

不適格なファンドに漫然と投資した結果、学校法人に損害を与えたことが善管注意義務に違反するものとして、理事らに損害賠償請求を認めた事例。

評議員の法令違反の確認は、どのようにすればよいのでしょうか。できれば、文科省で基準項目を設定していただき確認書を本人からいただくなどの方法を考えて頂けないでしょうか。

(ご指摘は、評議員の資格や構成に関する要件についてということでしょうか。そういう意味であれば、)

私立学校法改正後の評議員の資格や構成の要件については、文部科学省において分かりやすい資料を作成し、丁寧な説明を行っていきたいと考えています。